

こども園における感染症の登園基準一覧表

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
登園に際しては、以下の配慮をお願いいたします。

- ① 園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと。
- ② 子どもの健康(身体)状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること。

1 医師が記入した意見書(診断書)が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発疹出現 4 日後まで	解熱した後 3 日を経過してから
インフルエンザ	発症 2 4 時間前から後 3 日間が最も多い(量は減少していくが 1 週間ほどは注意が必要)	発症した後 5 日間を経過し、かつ解熱後 3 日を経過してから
風疹	発疹出現の数日前から後 5 日間くらいまで感染力強い	発疹が消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発疹 2 日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 2 日前から耳下腺腫脹後 5 日後まで	腫脹症状後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱 (プール熱)	急性期の数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	急性期の数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 2 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること (抗菌薬を決められた期間服用する。5 日間服用後は医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症 (O157 O26 O111など)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2階の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
帯状疱疹(ヘルペス)	水疱を形成している間	水痘と同様

2 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 ～2日間	抗菌薬内服後 2 4 ～4 8 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	急性期の数日間	全身症状が安定し、普段の食事が出来ること
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	全身症状が安定し、普段の食事が出来ること
R S ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと

3 登園届は必要ないが、医師の診断及び治療が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
突発性発疹		解熱し全身状態が良好
伝染性膿痂疹(とびひ)	湿潤な発疹がある間	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
伝染性軟属腫(水いぼ)		掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆すること
頭じらみ症	発症から駆除開始し数日間	駆除を開始していること

※ その他:原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹などの症状のあるとき

出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後 3 日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜 (1 日)、水曜 (2 日)、木曜 (3 日) の 3 日間を休み、金曜日から登園許可ということになります<図 1>。

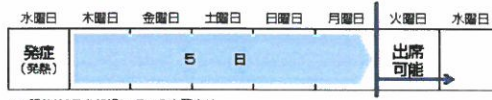
また、インフルエンザにおいて「発症した後 5 日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。

日数を数える際は、発症した日 (発熱が始まった日) は含まず、翌日を第1日と数えます<図 2>。

<図1>



<図2>



※ 解熱後3日を経過している必要あり